

定例教育委員会

議

案

議案第28号

坂井市教育委員会の個人情報の保護に関する規則の廃止について

坂井市教育委員会の個人情報の保護に関する規則の廃止について、次のとおり承認を求める。

令和5年3月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会の個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

令和5年 月 日  
教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会の個人情報の保護に関する規則（平成18年教育委員会規則第9号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 29 号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部改正について

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和5年3月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則（令和4年坂井市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月」を「令和6年3月」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則(令和4年坂井市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和6年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>	<p>坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和5年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>

議案第30号

坂井市水泳プール条例施行規則の廃止について

坂井市水泳プール条例施行規則の廃止について、次のとおり承認を求める。

令和5年3月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市水泳プール条例施行規則を廃止する規則

令和5年 月 日  
教育委員会規則第 号

坂井市水泳プール条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第41号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



議案第 3 1 号

坂井市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について

坂井市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

# 坂井市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱

令和5年 月 日  
教育委員会告示第 号

## (設置)

第1条 坂井市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）に定める取組みを効果的に進めるため、坂井市文化財保存活用地域計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の進捗を検証すること。
- (2) 地域計画の見直しに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めること。

## (組織)

第3条 協議会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元住民の代表
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

## (ワーキンググループ)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項の具体的な検討のため必要があるときは、ワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(坂井市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の廃止)

2 坂井市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱（平成31年坂井市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

議案第 3 2 号

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の  
一部を改正する規則

令和5年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則（平成31年  
坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「総合政策部まちづくり推進課」を「生活環境部市民協働課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則(平成31年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）		現行（旧）	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
補助執行職員	補助執行させる事務	補助執行職員	補助執行させる事務
生活環境部市民協働課 に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に 関すること。	総合政策部まちづくり推進課 に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に 関すること。